

最高裁秘書第3016号

令和元年6月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2514号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年3月26日付け行政局第一課長事務連絡（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー10)

平成27年3月26日

知的財産高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局行政局第一課長 品 田 幸 男

### 事務連絡

知的財産権関係民事通常訴訟事件等については、本日付け当職書簡により、報告対象事件等を定めてお知らせしたところですが、これとは別に、当分の間、下記のとおり報告していただきますよう、お取り計らいください。

#### 記

##### 1 報告対象事件

知的財産高等裁判所設置法2条2号に掲げる訴訟事件（知的財産権関係審決取消訴訟（第一審）事件）を平成27年4月1日以後に受理したときは、受理報告をする。

##### 2 報告方法

別紙様式により作成した受理報告シートの電子データをメールで送信する。

##### 3 報告先

報告先は、行政局第一課事件係とする。

##### 4 報告期限等

報告事由（事件の受理）が生じた翌月20日（7月に報告事由が生じたものについては、9月5日）までに報告する。報告対象事件がない場合は、その旨をメールにより連絡する。

## 受理報告シート【知的財産権関係審決取消訴訟(第一審)事件用】

\*1 6桁の数字の形式により半角で入力する。年度及び記録符号の入力は不要である(例:「平成27年(行ヶ)第10126号」は「010126」と入力する。)。

※2 「2015/4/1」の形式により半角で入力する。

※3, 4 事件の種類及び訴訟の類型は、訴訟物に基づき、該当欄全てに「1」と半角で入力する。

※5 対象となる審決等を備考欄に記載する(例:「拒絶査定不服審判請求不成立審決」,「無効審判請求不成立審決」,「無効審決」,「商標登録取消審決」等)。

(序名)知的財産高等裁判所